

# 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例の概要

## 総則的規定（第1条～第9条）

### ○ 目的

不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来の社会的自立に資する

### ○ 基本理念

- ・ 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図る
- ・ 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が再び登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指す
- ・ 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援する
- ・ 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者が相互に密接に連携する

### ○ 県の責務、関係者（市町村、学校、フリースクール等、県民）の役割、財政上の措置等

## 基本方針（第10条）

### ○ 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、次の基本方針を定める

- ・ 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
- ・ 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
- ・ その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

### ○ 県は、基本方針を策定・変更するときは、あらかじめ、千葉県不登校児童生徒連絡協議会における協議を行う

## 県の施策（第11条～第15条）

### ○ 情報の提供等

### ○ 相談体制の整備

### ○ 学校以外の場における学習活動等の状況の継続的な把握

### ○ 県民の理解の促進

### ○ 千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会

- ・ 県は、県教委、市町村教委、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等、学識経験者その他の関係者により構成される連絡協議会を置く
- ・ 連絡協議会は、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する施策を円滑に実施するための連絡及び協議を行う



千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例  
(令和五年三月十七日 千葉県条例第十七号)

(目的)

第一条 この条例は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町村、学校、フリースクール等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における社会的自立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）第二条第三号に規定する不登校児童生徒をいう。
- 四 保護者 学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。
- 五 教育機会 義務教育の段階における普通教育又はこれに相当する教育の機会をいう。
- 六 フリースクール等 不登校児童生徒に対して学校以外の場における教育機会の確保に関する活動を行う民間の団体又は個人をいう。

(基本理念)

第三条 不登校児童生徒の教育機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ること。

- 二 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。
- 三 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること。
- 四 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、県と連携しつつ、当該市町村の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第六条 学校は、基本理念にのっとり、個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握並びに不登校児童生徒及びその保護者が多様な教育機会を選択するための支援に努めるものとする。

- 2 学校は、基本理念にのっとり、在籍する不登校児童生徒がその状況に応じた教育を受けられるよう、当該不登校児童生徒がフリースクール等を利用する場合には、当該フリースクール等との連携に努めるものとする。

(フリースクール等の役割)

第七条 フリースクール等は、基本理念にのっとり、県、市町村、学校、児童生徒の保護者その他の関係者と連携を図りながら、不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に関する活動を行うよう努めるものとする。

- 2 フリースクール等は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒又はその保護者に対し、不登校児童生徒の将来における社会的自立に資するよう、情報の提供並びに相談の実施及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒への支援が学校のみならず学校以外の多様な場において、当該不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われるものであることについて理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十条 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
- 三 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、当該施策の実施状況の検証を行うとともに、必要があると認めるときは、基本方針を変更するものとする。

4 県は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第一項に規定する連絡協議会における協議をしなければならない。

(情報の提供等)

第十一条 県は、不登校児童生徒及びその保護者が当該不登校児童生徒の状況に応じた教育を適切に選択できるよう、県、市町村及びフリースクール等が行う不登校児童生徒に対する支援に関する情報を集約して提供する等の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第十二条 県は、不登校児童生徒及びその保護者が当該不登校児童生徒の状況に応じた助言その他の支援を受けられるよう、不登校児童生徒の支援に関する専門的知識を有する者を配置して相談体制を整備する等の必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等の状況の継続的な把握)

第十三条 県は、市町村、フリースクール等及び不登校児童生徒の保護者と連携しつつ、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第十四条 県は、広報活動等を通じて、不登校児童生徒の教育機会の確保の重要性について県民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会)

第十五条 県は、千葉県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等、学識経験者その他の関係者により構成される千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 連絡協議会は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を円滑に実施するための連絡及び協議を行うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会の組織及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例（令和5年千葉県条例第17号。）第15条第3項の規定により、千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 連絡協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げる不登校児童生徒の教育機会の確保に関する事項について連絡及び協議を行う。

- (1) 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例第10条第1項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策に関すること。
- (3) 関係機関の相互連携・協力に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連絡協議会設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる構成員（以下「構成員」という。）によって組織する。

2 構成員の任期は、この要綱の施行の日から令和6年度末までとし、その後は2年とする。ただし、任期の途中で構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課（以下「児童生徒安全課」という。）の長が必要と認めた場合に、構成員に出席を依頼し、開催する。

2 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、代理の者を指名して会議に出席させることができる。

3 連絡協議会は、必要に応じ、別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3各号のいずれかに該当する場合を除き、公開して行うものとする。

（秘密保持義務）

第5条 構成員（前条第2項の構成員を代理する者を含む。）は、正当な理由なく連絡協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第6条 連絡協議会の庶務は、児童生徒安全課において処理するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。



## 別表

区分	構成員とする者	
千葉県 教育委員会	児童生徒安全課	課長
	千葉県子どもと親のサポートセンター	所長
市町村 教育委員会	千葉市教育委員会	千葉市教育委員会 教育長が推薦する者
	千葉県市町村教育委員会連絡協議会から 選出された市町村教育委員会	当該市町村教育 委員会の教育長が 推薦する者
学校	千葉県小学校長会	当該団体の会長が それぞれ推薦する者
	千葉県中学校長会	
	千葉県私立中学高等学校協会	
児童生徒の 保護者	千葉県PTA連絡協議会	千葉県PTA連絡 協議会会長が 推薦する者
	千葉県子どもと親のサポートセンター	千葉県子どもと親の サポートセンター 所長が推薦する者
フリースクール等	千葉県内で活動する団体等の関係者	千葉県教育委員会 教育長が指名する者
学識経験者	不登校児童生徒の支援に関する学識経験を有する者	千葉県教育委員会 教育長が指名する者
その他	千葉県総務部学事課	課長

